

下松市建設工事の入札に係る設計違算に関する疑義 の申立て手続取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市設計違算に関する事務取扱要綱（令和4年10月1日制定。以下「要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、建設工事の入札に係る設計違算に関する疑義の申立てを行う場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(設計違算に関する疑義の申立ての対象)

第2条 工事に係る要綱第6条第2項の設計違算に関する疑義の申立ては、競争入札に付する工事（落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。）のうち、請負対象設計額が1,000万円以上の工事とし、入札後に公表する金額入り工事積算内訳（金額及び数量が記載された工事積算内訳をいう。以下同じ。）を確認しなければ判明しない積算上の疑義（以下「積算疑義」という。）を申立ての対象とする。

(入札公告等への明示)

第3条 前条の規定による対象工事については、入札公告又は指名競争入札通知書に積算疑義申立ての対象工事であることを明示するものとする。

(入札の執行)

第4条 第2条の規定による対象工事について、入札執行者は「積算疑義申立ての対象工事であるため、入札を保留する」旨を宣言し、入札を終了する。ただし、次に掲げる入札においては、積算疑義申立ての対象としないことができる。

(1) 入札参加者の全てが同額で入札をした場合であって、その額が最低制限価格又は調査基準価格以上であるもの

(2) 入札参加者が1者の場合であって、その入札額が最低制限価格又は調査基準価格以上であるもの

2 入札執行者は、入札終了後、速やかに「下松市が発注する工事等に係る入札及び契約内容の公表に関する事務取扱要領」(平成18年6月6日制定)様式1号の規定により、入札結果を公表するものとする。

(積算内容の公表等)

第5条 前条の保留宣言後、速やかに金額入り工事積算内訳を公表する。この場合において、公表は閲覧方式とし、閲覧場所は設計を所管する課等とする。

2 前項の公表の内容は、「下松市建設工事積算内訳公表要領」（令和4年10月1日制定）第3条の規定によるものとする。

- 3 入札参加者（無効となる入札をした者、入札辞退をした者及び失格となった者を除く。以下同じ。）は、金額入り工事積算内訳の閲覧を行うときは、設計を所管する課等の長に金額入り工事積算内訳閲覧請求書（別記第1号様式）を持参して提出することにより閲覧することができる。

（積算疑義の申立て方法）

第6条 当該入札に係る積算疑義があるときの手続は、開札日を1日目として3日目（本市の休日を除く。）の午後4時までに、市長に積算疑義申立て書（別記第2号様式）を持参して提出することにより積算疑義を申し立てることができる。

（積算疑義申立て内容の確認）

第7条 市長は、前条により提出された積算疑義申立て書の提出があったときは、速やかに積算疑義申立ての内容を確認するものとする。

（積算疑義の申立て対象外のもの）

第8条 第6条の規定にかかわらず、積算疑義の申立てが次のいずれかに該当するときは、積算疑義の申立てとして取り扱わないものとし、市長は、その旨を積算疑義の申立者（以下「申立者」という。）へ回答する。

（1）入札参加者以外の者から提出された場合

（2）積算疑義の申立ての対象となる工事が特定できない場合

（3）積算疑義が具体的でないものその他積算疑義が特定できない場合

（4）入札前に公表された設計図書等により確認できる場合

（5）単価が複数想定できる等積算上の不確定な要素で、入札前に質問を行うことにより確認できる場合

（6）単価設定条件書に記載されている単価の積算根拠に関する場合

（7）工事積算内訳書に記載されている数量の積算根拠に関する場合

（8）積算疑義申立て期間終了後に提出された場合

（9）その他積算疑義の申立て対象外として判断される場合

（積算疑義の申立ての回答）

第9条 市長は、申立者へ回答を行う前に、前条に該当するものも含め、積算疑義申立て回答書（以下「回答書」という。）（別記第3号様式）を作成するものとする。

- 2 市長は、当該申立者に対し、回答書により回答するものとする。

（積算疑義の申立ての回答後の対応）

第10条 積算疑義の申立てがあった入札の取扱いについては、次の各号に掲げる確認結果の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）違算がない場合 入札事務を続行する。

（2）違算がある場合 原則として入札を中止し、入札中止の結果の公表を行う。

- 2 入札を中止した場合は、全ての入札参加者に対して入札の中止（別記第4号様式）によりその旨を通知しなければならない。

(所掌)

第 1 1 条 第 6 条の規定による積算疑義申立ての手續、第 7 条の規定による積算疑義申立て内容の確認及び第 9 条の規定による積算疑義申立ての回答に係る事務は、当該設計を所管する課等において所掌し、第 6 条の規定による手續、第 7 条の規定による確認及び第 9 条の規定による回答の事務を実施した都度、入札執行者に報告することとする。

(その他)

第 1 2 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする工事から適用する。

年 月 日

(宛先) 下松市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者指名
電 話 番 号
F A X 番 号

金額入り工事積算内訳閲覧請求書

開 札 日	年 月 日
工 事 名	

※ 上記の建設工事の入札参加者に限り、この請求をすることができます。
ただし、無効となる入札をした者、入札辞退をした者及び失格となった者は、請求することができません。

年 月 日

(宛先) 下松市長

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
担当者指名
電 話 番 号
F A X 番 号

積算疑義申立て書

私が入札に参加した下記の工事に係る積算内容に疑義があるので、積算疑義を申し立てます。

開 札 日	年 月 日
工 事 名	
疑義の内容	

- ※ 金額入り工事積算内訳を確認しないと判明しない事項に限ります。
- ※ 積算疑義申立ての期間は、開札日を 1 日目として 3 日目（本市の休日を除く）の午後 4 時までとし、これを過ぎた疑義の申立ては受け付けません。
- ※ 疑義の内容は、具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付してください。

印

年 月 日提出の積算疑義の申立てについて、下記のとおり回答します。

開 札 日	年 月 日
工 事 名	
疑義申立ての 事項	
回 答 事 項	

下松市（担当課等名）
TEL
FAX

印

年 月 日に実施した入札について、積算疑義の確認の結果、設計図書に違算がありましたので入札を中止いたします。

工 事 名	
違 算 の 内 容	

下松市技術監理課
TEL 0833-45-1813
FAX 0833-44-2459